

社会福祉法人 朔風 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朔風（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、勤務形態に応じて、次の各号のとおり報酬等を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては役員報酬は支給しない。

- (1) 常勤の役員に対しては、報酬及び通勤手当を支給する。ただし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤の役員等に対しては、業務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員の報酬の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 通勤手当については、給与規程に定める額

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

(費用弁償)

第6条 役員等が、法人業務を行うため出張する場合は、旅費規程に基づき旅費（日当・宿泊費）を支給することができる。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬の支給時期は、毎月25日とする。

ただし、その日が休日等にあたるときは、給与規程に準じた日に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席及び法人業務を行った場合に、その都度支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、書面により本人の同意を得た場合には、本人が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった場合には、立替金、積立金等を控除して支給することができる。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬等を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬等を支給する。

3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(端数処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じた場合には、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 常勤理事の報酬

役 職 名	報酬額 (月 額)
理 事 長	500,000円
常務理事 (業務執行理事)	450,000円
理 事	400,000円

別表2 非常勤役員等の報酬 (理事、監事、評議員)

	報酬額 (日 額)
理事会・評議員会等への出席	5,000円
上記の他、法人及び法人業務	5,000円